

自治体警察一週年に當つて

發行所  
中蒲原郡卷町公民館  
監集人  
保刈群司  
發行所

地方自治の國義を創造する原  
則に基き國民の崇高なる権利と  
自由を完全に保護し得る警察の  
確立を中途としてわが國警察史  
に劃期的な警察制度の改革が行  
われ、舊來の國家一元的の警察  
操縦から民衆の輿論を反映する  
公安委員會制度の下に、所謂自  
治体警察として卷町警察が發足  
し以來この三月で、満二周年を  
迎え、偶々初代署長のボストを  
與えられ警察執行務の責任を擔  
う私からこの機會において日頃  
寄せられる町民各位の厚意と協  
力を謝し、併せて各位の警察に  
對する理解と認識を深め、惜ま  
ざる協力を今後も續けて戴き、  
眞に町民の民主警察の確立を期  
したい念願から今一度皆さんと  
共に新警察の制度とその在り方  
などについて考えてみたいと思  
うのであります。

卷頭警察長

小  
材  
廣  
策

形態を持つて大巾に國家一元的の委ねられたためにやがて何時とはなしにその本來の使命を逸脱し、時には一部政權の先棒にまで利用されたり、或は助長行政的の面までも受持つに至つたのであります。

然しこれも當時の日本を考えて今更言々するの要はないと思ふが、兎に角かような形態を持つた警察も敗戦といふ冷厳な事実により、かつては不磨の大典として宣布された明治憲法が民主主義を基盤として主權は人民に在りとの説いと襟持を以て文化國家、平和國家再建を指標として公布された新憲法の精神に従い地方自治の眞義を推進する目的を以て、新たに新警察法が制定され從來の中央集権的、官僚的な日本警察は正に一八〇度の大轉換を遂げ茲に新らしい形態を整つて生れ出たのが今日の所謂民主警察であります。

新らしい警察はどのように變つたか、それは制度に於て、第一に警察責務の範圍が明確化されたこと、第二に警察運営の民主化されたこと、第三に地方分權化されたことであります。こ

「身体及び財産の保護に任し、犯罪の被告、被殺者の逮捕及び公安の維持に當ることを以てその責務とする」と規定し、警察本部の使命と責務の範囲を厳格に限定して、而も同條第二項には「警察の活動は、嚴格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、いやしくも日本國憲法の保障する個人の自由及び権利の干渉にわたる等その機能を濫用することとなつてはならない」と堅くその職權の行政を戒めて居るのであります。

第二の警察運営の民主化は、從來一人の行政長官によつて獨占的に處理された警察の運営が、國民から選ばれた數名の公安部員によつて極めて民主的に管理されることになつたのである。

第三の警察制度が地方分權化されたことは、從來の國家一本建の制度を廢して市町村警察（自治体）と國家地方警察の二大体系に分け、而もこの兩者の立場は何れが上位で、何れの指揮監督に服するとかというものでなく、各々その管轄區域内に於る警察執行務の責任と權限を持ち、飽く迄も兩者對等のものとこれを各都道府縣及び市町村

この新制度の中核をなすものは、自治体警察(都市警察)であり、これが日本の治安維持の將來を決するものであつて、同時に又地方自治の振興に大きな一役を演するものであると思うのであります。いかにその制度が立派なものであつても所詮それは運営の問題であり、その運営は又人の問題であつて、その成果を挙げると否とはその街に當る者の自覺と責任に俟つ以外にないと考えられるのであります。従つてその責を受持つ私共は、この新制度下における警察能率の観點と警察民主化の見地から新制度の意義と自治体警察の本質とを充分検討し、潔い自覺の下に正しい行き方を考えて日常の執行務に當らなければならぬと思うのであります。

私は民主政治の奉仕者として常によくその身を慎み、その正道を踏むに反省の謙虚さを示し民衆と共に悦び、民衆と共に憂い、公安維持の前には何ものにも恐れず、何ものにも囚られず、ただ良心にのみ従つて正しく、強く、明らかに町の護りの前衛としてたゆまざる歩みを續け、以て一萬二千町民の期待に應へる事こそ新しき警察の在り方と信するのであります。

二た度巡り來た巻町警察署發足の記念すべき三月を過ぎ再び思いを新たにし、敢てこの拙文をのべて、こゝに町民の御批判と御理解を乞うと共に限りなき御協力を賜らんことを念願する次第であります。

◎スポーツ◎

私は民主政治の奉仕者として常によくその身を慎み、その正道を踏むに反省の謙虚さを示し民衆と共に悦び、民衆と共に憂い、公安維持の前には何ものにも恐れず、何ものにも囚られず、ただ良心にのみ従つて正しく、強く、明らかに町の護りの前衛としてたゆまざる歩みを續け、以て一萬二千町民の期待に應へる事こそ新しき警察の在り方と信するのであります。

二た度巡り來た巻町警察署發足の記念すべき三月を過ぎ再び思いを新たにし、敢てこの拙文をのべて、こゝに町民の御批判と御理解を乞うと共に限りなき御協力を賜らんことを念願する次第であります。



